新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

国内で新型コロナウイルスの感染が初めて確認されてから3年が経過した。この間、 度重なる変異により感染拡大が繰り返され、人々に感染の脅威だけでなく行動制限等 による経済的な打撃も与えるなど、市民生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼして きた。

政府におかれては、今般、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを5類感染症に変更することを決定されたが、感染症は終息したわけではなく、国民生活は依然として感染リスクを抱えている。加えて、原油・原材料価格等の高騰が重なり、地方における経済活動、とりわけ中小企業・小規模企業者はいまだ深刻な影響を受けている。

このような状況において、国民生活を守るため、今後も状況に応じた感染症対策を講じるとともに、社会経済活動、とりわけ経済活動の活発化のため、必要な諸政策を迅速、果敢に講じるべきである。

よって、国及び県におかれては、下記事項について取り組まれるよう強く要望する。 記

1 感染予防等について

- (1) 新型コロナワクチンの有効性、安全性に関する情報について、若年層も含めた幅広い世代に対し広く周知するとともに、ワクチンの副反応や接種に当たっての注意事項等の必要な情報の提供を行うことにより、希望者の接種が円滑に進むよう図ること。
- (2) 日本特有の変異株が発生した場合に備え、接種実績があるメッセンジャーRNAワクチンを国内で生産できる基盤整備を後押しすること。
- (3) 国民が自主検査のために抗原検査キットを購入しやすくするよう、製造販売業者等への補助などによる価格の引下げや、流通の改善等の支援を行うこと。また、生活保護受給者など低所得者に配慮すること。

2 医療体制等について

- (1) 5類感染症移行に伴い、幅広い医療機関で新型コロナウイルス感染症に対応できる医療体制の構築を図ること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症への対応に当たる医療機関に対し、財政支援の継続を図ること。
- (3) 5類感染症移行後も体調悪化時等に相談できる体制は一定期間必要であり、保健所等で相談体制を維持する場合は財政措置を行うこと。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状、いわゆる後遺症について、国が責任を持って調査、分析を行い、診療体制及び相談体制を整えるとともに、医療機関同士の連携体制の構築を図ること。

3 経済対策等について

- (1) ポストコロナを見据えた経済・雇用対策の充実を図ること。
- (2) 事業者の経営を支援する補助金制度についてのさらなる拡充と分かりやすい周知を行うとともに、補助金の申請及び活用時には事業者が手厚いサポートを受けられるような体制構築を図ること。
- (3) コロナ禍で経営不振に苦しむ事業者の保証債務の返済猶予及び借換え等の救済策については、各県市の信用保証協会が国の示した基準や制度の趣旨に従い速やかに対応するよう指導すること。
- (4) 人材不足に陥っている事業者に対し、人材確保支援を図ること。加えて、コロナ禍で加速したデジタル化、DX推進については、人材不足が浮き彫りになったことから、総力を挙げてその人材育成を図ること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響により公共交通利用者が減少していることから、地域の社会経済活動を支える公共交通の維持確保を講ずる措置を引き続き図ること。
- 以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月27日

岐阜市議会